

議題番号: 96-024-S
議題: 業務委任に関するドキュメントの制定
決議内容: 「JPNIC業務委任について」および「JPドメイン名の申請に関する業務委任について」および「業務委任委員のJPドメイン名申請処理手続きについて」を制定する。
付帯決議: 承認成立後速やかに、当該文書をftpディレクトリに置く。
添付資料: 1. 「JPNIC業務委任について」(案)
2. 「JPドメイン名の申請に関する業務委任について」(案)
3. 「業務委任委員のJPドメイン名申請処理手続きについて」(案)
タイプ: 通常vote
審議開始日: 97/02/28
審議期限: 97/03/07
担当者: 事務局
JPドメイン名割当検討部会

添付資料.1

JPNIC公開文書著作権表示 (Copyright notice of JPNIC open documents)

この文書はJPNIC公開文書であり、著作権は日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)が保持しています。JPNIC公開文書は誰でも送付手数料のみの負担でJPNICから入手できます。また、この著作権表示を入れるかぎり、誰でも自由に転載・複製・再配布を行なうことができます。

〒101 東京都千代田区神田駿河台 2-9-18 萬水ビル 3F
日本ネットワークインフォメーションセンター

JPNIC業務委任について (案)
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnict/secretariat/delegation.txt)

日本ネットワークインフォメーションセンター

事務局
最終更新 1997年 2月 28日
施行日 1997年 3月 1日
有効期限 1997年 4月 30日

目次

- 本文書について
- 業務委任の目的
- 業務委任の要件
- 委任している業務内容の変更のお知らせと説明
- 業務委任終了の手続き
- 業務委任の停止
- 業務委任の種類
- 業務委任の手続き
- 手数料の支払
- 電子メールでの問い合わせ先
- 参照ドキュメント

0. 本文書について

本文書では、JPNIC業務委任に関する概要及び注意事項等について述べます。

JPNICでは、JPNICの役割と業務についてよくご理解いただいている正会員に業務の一部を委任することにより、より円滑で効率的な業務運用を図っています。業務委任には、JPドメイン名の申請に関する業務委任およびIPアドレスの割当に関する業務委任の2種類があります。JPNICから委任を受け、JPNICの業務の一部を代行している会員を業務委任委員と呼びます。

1. 業務委任の目的

インターネットユーザへのサービスの向上

JPNIC に対する要求の多様化に伴い、JPNIC は、その割当業務およびそれに付随する業務の一部を会員に委任し、会員と協同して一般ユーザからの要求に応えることを目的とします。つまり、ドメイン名やIPアドレスの申請者と直接接し、ネットワークの構成やユーザの要求等を把握している会員へ、IPアドレスの割当業務やドメイン名申請に関する業務を委任することにより、迅速かつ適切な割当あるいは申請が可能となります。JPNICおよび会員の業務の効率化が進むことは、申請者へのサービスの向上につながり、インターネットの発展を推進するものと考えます。

2. 業務委任の要件

JPNICでは、第1項で述べた業務委任の目的を遂行するため、以下の要件を満足する場合、業務委任を行ないます。

- 2-1. 最新のJPNIC公開文書の内容を正しく理解していること。
- 2-2. 現行の規則(ルール)に則して、業務が実施できること。
- 2-3. 申請者に対する現行ルールの説明が行なえること。
- 2-4. 申請に際しては、JPNICと申請者間の連絡を確実に行なえること。
- 2-5. JPNICに対する割当報告、仲介申請は、電子メールで行なえること。
- 2-6. 申請者およびインターネットユーザからの要求事項を収集整理し、JPNICのサービス向上に協力していただけること。
- 2-7. JPNIC正会員であること。
入会承認後、入会金の納入が確認できた時点で、JPNIC正会員となります。会費未納等、正会員として不適切な状態にある時は、業務委任を停止します。
- 2-8. 申請手数料の支払いが可能であること。
- 2-9. 会員情報中の業務委任のための必須項目が登録されていること。
業務委任を受ける場合には、会員情報中の以下の項目の登録が必須になります。会員情報に関しては、JPNICデータベース登録ガイド(JPNIC会員向け)を参照ください。

q. [経理連絡窓口]

k. [経理担当者]

3. 委任している業務内容の変更のお知らせと説明

JPNIC公開文書が改定され、業務手続きや、割当/登録に関する基準が変更される場合には、文書の改定にともない、適切な連絡窓口へお知らせを行ないます。また、事務担当者会議等を開催し、説明を行なうように致します。

4. 業務委任終了の手続き

業務委任委員は、委任を受けた業務を、継続して行なっていく必要性が無くなった場合、業務委任終了の手続きを行なうことができます。以下の文書を参照ください。

「IPアドレス割当業務委任の申請手続きについて」[1]
「JPドメイン名の申請に関する業務委任について」[5]

5. 業務委任の停止

次のような場合、JPNICは業務委任を停止します。

- 5.a) 業務委任会員から業務委任終了の申請があった場合
- 5.b) 第2節の業務委任の要件を満たさなくなった場合
- 5.c) その他、JPNICが業務委任を停止しなければならないと判断した場合

6. 業務委任の種類

業務委任には、JPドメイン名の申請に関する業務委任およびIPアドレスの割当に関する業務委任の2種類があります。

6-1. IPアドレス割当に関する業務委任

IPアドレス割当に関する業務委任の内容に関しては、以下の文書を参照してください。

- 「IPアドレス割当業務委任の申請手続きについて」[1]
- 「業務委任会員のIPアドレス割当処理手続きについて」[2]

IPアドレス割当に関する業務委任は、RFC2050 に述べられております Classless Inter-Domain Routing (CIDR) と呼ばれる方式を導入して、プロバイダによる割当を行なうことにより、IPアドレス利用効率を高めるとともに、インターネット全体の経路情報をプロバイダレベルで集約することが、大きな目的の1つになります。

6-2. JPドメイン名申請に関する業務委任

JPドメイン名申請に関する業務委任の内容に関しては、以下の文書を参照してください。

- 「JPドメイン名の申請に関する業務委任について」[5]
- 「業務委任会員のJPドメイン名申請処理手続きについて」[6]

7. 業務委任の手続き

IPアドレス業務委任とドメイン名業務委任の申請は、申請書式も提出先も異なります。

7-1. IPアドレス割当業務委任の申請

IPアドレス割当業務委任を希望される会員は、以下のドキュメントを参照のうえ、申請を行なって下さい。

- 「IPアドレス割当業務委任の申請手続きについて」[1]
- 「業務委任会員のIPアドレス割当処理手続きについて」[2]
- 「/24より小さなアドレス空間の割り当てについて」[3]
- 「業務委任会員のIPアドレス割当報告フォーム」[4]

7-2. ドメイン名業務委任の申請

ドメイン名業務委任を希望される会員は、以下のドキュメントを参照のうえ、申請を行なって下さい。

- 「JPドメイン名の申請に関する業務委任について」[5]
- 「業務委任会員のJPドメイン名申請処理手続きについて」[6]
- 「JPドメイン名の割り当てについて」[7]
- その他JPドメイン名申請関連ドキュメント

8. 申請手数料の請求

8-1. 請求金額

請求金額は、割当1件につき1万円です。
ただし、無料となる場合もございます。詳細は、以下の文書を参照下さい。

- 「ドメイン名申請と手数料について」[8]
- 「IPアドレス申請と手数料について」[9]

請求金額が0の場合は請求書の送付は行ないません。

8-2. 割当明細の確認

請求書を発行する月の5日前後に、JPNIC事務局手数料担当から業務委任会員経理担当者へ、前月と前々月の2カ月間に行なわれた割当の明細をお知らせします。会員情報の経理担当窓口に登録されているアドレス宛に電子メールで送付しますので、会員における記録と異なる場合は、なるべく早く連絡を返してください。

8-3. 請求書の送付

確認・調整の後、15日前後に請求書を発行し、会員情報経理担当者の個人情報に登録されている住所、組織名、部署宛に郵送します。

8-4. 振込先と支払期日

請求させていただきました手数料のお支払は、指定の口座へのお振込下さい。
期日は請求書発行月の翌月末日になります。

手数料振込先 東京三菱銀行 御茶の水支店
普通 0275285
日本ネットワークインフォメーションセンター

8-5. 割当～請求～支払のサイクル

2カ月毎の区切りは次のように固定しています。

割当月	2 3	4 5	6 7	8 9	10 11	12 1
請求月	4	6	8	10	12	2
支払期日	5末	7末	9末	11末	1末	3末

9. 電子メールでの問い合わせ先

業務委任全般について query@nic.ad.jp
申請手数料について fee@nic.ad.jp

10. 参照ドキュメント

- [1] IPアドレス割当業務委任の申請手続きについて
(ftp://ftp.nic.ad.jp/pub/jpnict/ip-addr-delegation-request.txt)
- [2] 業務委任会員のIPアドレス割当処理手続きについて
(ftp://ftp.nic.ad.jp/pub/jpnict/ip-addr-delegation-process.txt)
- [3] /24より小さなアドレス空間の割り当てについて
(ftp://ftp.nic.ad.jp/pub/jpnict/ip-addr-delegation-sub.txt)
- [4] 業務委任会員のIPアドレス割当報告フォーム
(ftp://ftp.nic.ad.jp/pub/jpnict/ip-addr-delegation-form.txt)
- [5] JPドメイン名の申請に関する業務委任について
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnict/domain/domain-delegation-request.txt)
- [6] 業務委任会員のJPドメイン名申請処理手続きについて
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnict/domain/domain-delegation-process.txt)
- [7] JPドメイン名の割り当てについて
(ftp://ftp.nic.ad.jp/pub/jpnict/domain-name-all.txt)
- [8] ドメイン名申請と手数料について

(ftp://ftp.nic.ad.jp/pub/jpnic/domain-name-fee.txt)

[9] IPアドレス申請と手数料について
(ftp://ftp.nic.ad.jp/pub/jpnic/ip-addr-fee.txt)

添付資料.1

JPNIC公開文書著作権表示 (Copyright notice of JPNIC open documents)

この文書はJPNIC公開文書であり、著作権は日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)が保持しています。JPNIC公開文書は誰でも送付手数料のみの負担でJPNICから入手できます。また、この著作権表示を入れるかぎり、誰でも自由に転載・複製・再配布を行なうことができます。

〒101 東京都千代田区神田駿河台 2-9-18 萬水ビル 3F
日本ネットワークインフォメーションセンター

JPドメイン名の申請に関する業務委任について (案)
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-delegation-request.txt)

日本ネットワークインフォメーションセンター
ドメイン名割当検討グループ
最終更新 1997年 2月 28日
施行日 1997年 3月 1日
有効期限 1997年 4月 30日

* 目次 *

0. 本文書について
1. 業務委任を受けると必要な条件
2. 業務委任の範囲とその内容
3. 業務委任の申請の手続き
4. 業務委任の終了の手続き
5. 業務委任の停止
6. 費用について
7. 問い合わせ窓口等
8. 参照ドキュメント

0. 本文書について

本文書では、ドメイン名申請業務委任の申請手続きについて解説を行ないます。

業務委任を行なう主な目的は、

- JPNIC会員およびJPNIC双方の業務を円滑に行なう

ことにあります。

業務委任 (IPアドレス割当業務委任を含む) に関する全般的な説明は以下の文書を参照して下さい。

「JPNIC業務委任について」 [1]
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/secretariat/delegation.txt)

実際に申請業務を行なう場合には、以下の文書を参照して下さい。

「業務委任会員のドメイン名申請処理手続きについて」 [2]
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-delegation-process.txt)

1. 業務委任を受けると必要な要件

「JPNIC業務委任について」の第2節、業務委任の要件を満たしていること。

2. 業務委任の範囲とその内容

2.a) 業務委任委員は、ドメイン名申請組織からの申請書を仲介することができる。
ただし、仲介する際には、申請書類の記述ミスおよびドメイン名登録基準に適した申請であるかを確認する。適切な申請であると判断した場合は、その申請書をJPNICへ提出することができる。

2.b) ドメイン名の申請から登録通知または申請却下通知を受けとるまでの期間、JPNICと申請者間の連絡を確実に行なうこと。

という点に留意して下さい。

3. 業務委任の申請について

ドメイン名申請業務委任を受けることを希望する会員は、JPNICへ申請を行なってください。申請は、添付.1の書式に従った申請書を電子メールにて下記宛に送ることによって行います。

request@domain.nic.ad.jp

4. 業務委任終了の手続き

ドメイン名申請に関する業務委任を、継続して行く必要性が無くなった場合、業務委任終了申請書を提出することによって、業務委任を停止することができます。申請は、添付.2の書式に従った申請書を電子メールにて下記宛に送ることによって行います。

request@domain.nic.ad.jp

5. 業務委任の停止

次のような場合、JPNICは業務委任を停止します。

- 5.a) 業務委任委員会から業務委任終了の申請があった場合
- 5.b) 第1節の業務委任の要件を満たさなくなった場合
- 5.c) その他、JPNICが業務委任を停止しなければならないと判断した場合

6. 費用について

業務委任委員会になるための特別な費用は、発生しません。

ただし、JPNIC会員に対して業務委任を行なっておりますので、JPNIC会員会費および入会金が、適切に納められている必要があります。

また、1995年6月1日より、申請手数料が導入されています。業務委任委員会からの申請に対しては、JPNICから業務委任委員会に申請手数料を請求させていただきます。JPNICは、JPドメイン名申請状況をもとに、請求書を2ヶ月毎に発行します。手数料に関する詳細は、

「JPNIC業務委任について」 [1]
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/secretariat/delegation.txt)

を参照して下さい。

申請手数料の請求は、以下の日付を基準として行ないます。

・ドメイン名割当通知書あるいは、ドメイン名変更通知書の日付

7. 問い合わせ窓口等

申請書の入手(自動処理).....info@domain.nic.ad.jp
機械による自動処理により、JPドメイン名申請に関するドキュメント一式を自動返送します。本文が書いてあっても無視されますので、ご注意ください。

申請書受付(自動処理).....apply-mem@domain.nic.ad.jp
業務委任委員会からの申請書受付窓口
機械による自動処理のため、申請書のみお送りください。

質問、問い合わせ受付.....query@domain.nic.ad.jp
人間が処理しますので、必ず質問内容、問い合わせ内容をご記入ください。
また、申請中あるいは申請後のドメイン名に関する問い合わせの場合には、必ずどのドメイン名に対する問い合わせなのか分かるように、Subject等にドメイン名をお書きください。

申請手数料に関する問い合わせ等.....fee@nic.ad.jp (JPNIC事務局)

8. 参照ドキュメント

- [1] JPNIC業務委任について
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/secretariat/delegation.txt)
- [2] 業務委任委員会のドメイン名申請処理手続きについて
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-delegation-process.txt)

添付.1 JPドメイン名申請に関する業務委任の申請書式

ドメイン名業務委任申請

JPドメイン名の申請に関する業務委任を申請します。

申請年月日:

会員名:
会員略称:
運用組織名:

申込担当者氏名:

添付.2 JPドメイン名申請に関する業務委任終了の申請書式

ドメイン名業務委任終了申請

JPドメイン名申請に関する業務委任を終了致します。

申請年月日:

会員名:
会員略称:
運用組織名:

申込担当者氏名:

添付資料.1

JPNIC公開文書著作権表示 (Copyright notice of JPNIC open documents)

この文書はJPNIC公開文書であり、著作権は日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)が保持しています。JPNIC公開文書は誰でも送付手数料のみの負担でJPNICから入手できます。また、この著作権表示を入れるかぎり、誰でも自由に転載・複製・再配布を行なって構

いません。
〒101 東京都千代田区神田駿河台 2-9-18 萬水ビル 3F
日本ネットワークインフォメーションセンター

業務委任委員会のJPドメイン名申請処理手続きについて(案)
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-delegation-process.txt)

日本ネットワークインフォメーションセンター
ドメイン名割当検討グループ
最終更新 1997年 2月 28日
施行日 1997年 3月 1日
有効期限 1997年 4月 30日

目次

0. 本文書について
1. 割当基準
2. 手数料
3. 業務の流れ
4. 申請内容の確認
5. JPドメイン名申請書の提出
6. 申請者とJPNIC間の連絡
7. JPNICデータベース登録情報の確認
8. 問い合わせ窓口等
9. 参照ドキュメント

0. 本文書について

本文書は、JPNICからドメイン名申請業務の委任を受けた会員(以下「業務委任会員」)が、実際のドメイン名申請作業を進めて行くための具体的な手続きについて述べてあります。業務委任を受けるための手続きなどについては、以下の文書を参照してください。

「JPドメイン名の申請に関する業務委任について」[1]
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-delegation-request.txt)

1. 割当基準

JPドメイン名の割り当てに関する基準は、以下の文書を参照してください。申請内容が、基準に合致しないとされる場合は、申請者に割当基準を説明の上、基準に沿った申請内容となるよう努めてください。

「JPドメイン名の割り当てについて」[2]
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-name-all.txt)
「JPドメイン名(地域型)割り当てについて」[3]
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-geographic.txt2)

2. 申請手数料

JPNICは原則としてJPドメイン名の申請に対して申請手数料を請求します。

金額などの詳細は以下の文書を参照して下さい。

「ドメイン名申請と手数料について」[4]
(ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-name-fee.txt)

申請手数料についての請求書は 2ヶ月に一度会員情報に登録された経理担当者宛にJPNICから郵送されます。

3. 業務の流れ

申請業務の委任を受けた後、業務委任委員会が実際に行う作業には次のようなものがあります。

申請内容の確認
JPドメイン名申請書の提出
申請者とJPNIC間の連絡

次節以降では個々の作業について具体的に述べて行きます。

4. 申請内容の確認

- 4.a) 申請書に形式上(書式)の誤りが無いことを確認する。
- 4.b) 申請書をJPNICに提出する時点で、希望ドメイン名が既に割当られていないことを確認する。
確認の方法は、第7節 JPNICデータベース登録情報の確認に記述されております。
- 4.c) 希望ドメイン名が、適切な属性であることを確認する。
- 4.d) 可能な限り、申請内容に虚偽が含まれないよう努めて下さい。

5. JPドメイン名申請書の提出

業務委任を受けた会員が、JPドメイン名の申請仲介を行なう場合は、新規ドメイン名割り当て申請書等に必要事項を記述して、電子メールにより、以下の宛先にお送りください。

apply-mem@domain.nic.ad.jp

申請書中の手数料情報の[業務委任会員略称]および、会員情報の[DB登録]等の情報により、適切な申請であると判断できた場合にのみ、業務委任会員による申請仲介として処理致します。

6. 申請者とJPNIC間の連絡

ドメイン名の申請から登録通知または申請却下通知を受けとるまでの期間、JPNICと申請者間の連絡を確実に行って下さい。

- 6.a) 業務委任会員とJPNICとの連絡は、基本的に電子メールにより行ないます。
- 6.b) 原則として、JPNICは、直接申請者と連絡は行ないません。ただし、業務委任会員を経由した連絡が適切に行なえない時は、状況の連絡確認等を行なう場合があります。

7. JPNICデータベース登録情報の確認

既に割り当てられているドメインに関する情報は以下の方法で確認できます。

web を利用した確認方法

http://www.nic.ad.jp/cgi-bin/whois_gate

whois コマンドを利用した確認方法

whois -h whois.nic.ad.jp XXXXX

domain-list.txt を利用した確認方法

<ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-list.txt> は、毎日更新されています。このリストには、前日までに割り当てられたすべてのドメイン名が記載されています。

8. 問い合わせ窓口等

申請書の入手(自動処理).....info@domain.nic.ad.jp
機械による自動処理により、JPドメイン名申請に関するドキュメント一式を自動返送します。本文が書いてあっても無視されますので、ご注意ください。

申請書受付(自動処理)apply-mem@domain.nic.ad.jp
業務委任会員からの申請書受付窓口
機械による自動処理のため、申請書のみお送りください。

質問、問い合わせ受付query@domain.nic.ad.jp
人間が処理しますので、必ず質問内容、問い合わせ内容をご記入ください。
また、申請中あるいは申請後のドメイン名に関する問い合わせの場合には、必ずどのドメイン名に対する問い合わせなのかが分かるように、Subject等にドメイン名をお書きください。

申請手数料に関する問い合わせ等.....fee@nic.ad.jp (JPNIC事務局)

9. 参照ドキュメント

- [1] JPドメイン名の申請に関する業務委任について
(<ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-delegation-request.txt>)
- [2] JPドメイン名の割り当てについて
(<ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-name-all.txt>)
- [3] JPドメイン名(地域型)割り当てについて
(<ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-geographic.txt2>)
- [4] ドメイン名申請と手数料について
(<ftp://ftp.nic.ad.jp/jpnic/domain/domain-name-fee.txt>)